

次世代法による一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで 4 年間

2. 内 容

目標 1 妊娠中や出産後の女性職員の健康確保措置を講じる

<対策>

・平成 31 年 5 月 職員に対して制度の周知、情報提供および相談体制を整備する。

目標 2 男性職員の育児休業取得を促進するため措置を実施する。

男性職員・・・計画期間内に 1 人以上取得すること。

<対策>

・平成 31 年 4 月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

目標 3 平成 31 年 10 月までに、3 歳以上の子を養育する職員に対し、短時間勤務制度を設ける。

目標 4 子を育てる職員が利用できる事業所内託児施設の運営および利用促進を図る。

目標 5 育児休業等、育児休業給付、産前産後休業等など、出産・育児等にかかる諸制度の周知を図る

<対策>

・平成 31 年 4 月～ 社内説明会により制度の周知・啓発の実施